

住宅性能向上リフォーム工事の補助制度が始まります

～ 平成 27 年度から 29 年度までの3ヵ年の期間限定事業 ～

○平成 29 年度分(最終年度)受付開始 4 月 3 日～

※補助金の申請額の累計が予算額 3,000 万円(約 170 件分)に達する見込みの場合、以降の受付を行いません。

○事業概要

市民の皆さんが、住み慣れた住宅の性能や機能の向上を図る住宅リフォーム工事(省エネルギー型、防災型、環境負荷低減型)を、市内の施工業者に依頼して行う場合、その経費の一部を補助します。

○申請できる人

市内に住所を有する方で次のいずれにも該当する方

- ①住宅の所有者又は居住している家族
- ②市税を滞納していない方

○対象となる住宅

市内にある個人住宅で次のもの

- ①自己又は家族の居住に供する住宅
 - ②店舗等併用住宅の自己住宅部分で①に該当する住宅
 - ③マンションの自己専有部分で①に該当する住宅
- ※アパートなど貸家、借家は対象外です。

○補助金額

- ①対象工事費の 20%以内(千円未満の端数は切り捨て)
- ②限度額 20 万円

○対象となる工事

- ①20 万円以上の住宅性能向上工事費を含む住宅リフォーム工事であること。
- ②市内に本店がある住宅関連業者又は市内に住所のある住宅関連個人事業者が行う工事であること。
- ③事業年度内に工事が完了し、工事代金の支払いができること。

○補助金算出例

工事例①

住宅性能向上工事 55 万円
(省エネルギー型改修)

+

一般改修工事 60 万円
(内装の改修、屋根の塗装)

補助対象工事費 : 55 万円(住宅性能向上工事費) + 60 万円(一般改修工事費) ⇒ 115 万円

補助金額 : 115 万円 × 20% = 23 万円 ⇒ 20 万円(対象工事費の 20%・上限 20 万円)

工事例②

住宅性能向上工事 21 万円
(省エネルギー型改修、防災型改修)

+

一般改修工事 51 万 2 千円
(壁紙の貼替え、畳の表替え)

+

補助対象外工事 20 万円
(外構工事)

補助対象工事費 : 21 万円(住宅性能向上工事費) + 51 万 2 千円(一般改修工事費) ⇒ 72 万 2 千円

補助金額 : 72 万 2 千円 × 20% = 14 万 4 千 4 百円 ⇒ 14 万 4 千円(対象工事費の 20%、千円未満切捨て)

○住宅性能向上工事例

①省エネルギー型リフォーム工事

- 断熱材の敷設
- 屋根の葺き替え・塗装工事
 - ・断熱性・遮熱性能向上の屋根葺き替え ・遮熱性のある塗装材でのコーティング
- 外壁の張り替え・塗装工事
 - ・遮熱性能のある塗装による塗り替え工事 ・一定量の断熱材を施工する工事
- 太陽熱温水器の設置
- 窓・ガラス取替工事
 - ・ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置
- 高効率給湯器等の設置
 - ・エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファームの設置工事
- その他省エネに有効な設備の設置
 - ・高断熱浴槽の設置・節水型洋式トイレの設置 ・まきストーブ等の設置

②防災型リフォーム工事

- 躯体の補強工事
 - ・部分的な補強工事（基礎、壁、柱、床、はり、屋根、階段の補強、取替、撤去による強度等の向上）
- 二次災害又は被害の防止に有効な対策工事
 - ・合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替 ・家具転倒防止の実施、転倒防止金具の設置
- 屋根の葺き替え
 - ・防災仕様（瓦釘打ち併用・金属補強仕様）での葺き替え・屋根材の軽量化（瓦材から金属材への葺き替え）
- 外壁の張り替え・塗装工事
 - ・防火性能のある外装材による張り替え工事 ・防火性能のある塗料による塗り替え工事
- その他防災に有効な設備の設置
 - ・火災報知機の設置・防災ベット、耐震コア（シェルター）の設置・融雪装置の設置

③環境負荷低減型リフォーム工事

- 水質環境の改善
 - ・公共下水道及び農業集落排水施設接続に係る工事（上下水道配管敷設、衛生設備設置、便槽等の解体撤去工事）
 - ・合併浄化槽設置接続に係る工事（上下水道配管敷設、衛生設備設置）
 - ・生活排水の処理を合併浄化槽から公共下水道又は農業集落排水施設接続に変更する工事（上下水道配管敷設、合併浄化槽等の解体撤去工事）
- その他環境負荷低減に有効な対策を講じた工事

○住宅リフォーム工事例

・住宅性能向上工事と併せて行うことにより補助対象となるリフォーム工事

- ・住宅の増築工事（10㎡以内）、一部改築工事 ・屋外工事（屋根・外壁・バルコニーなどの改修工事）
- ・屋内工事（壁紙の貼替え・畳替え・建具の交換・床の改修工事・トイレ・浴室などの改修）
- ・設備工事（システムキッチンの設置など）

・補助対象とならない工事例

- ・新築工事 ・車庫や物置の設置工事 ・家具、調度品、家電製品等の購入費
- ・造園、門扉、塀などの外構工事 ・電話、インターネットの配線工事 など

・補助対象とならない経費等

- ・設計・監理費 ・各種申請書等の作成費、手数料 ・汲取り手数料 など

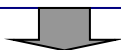
○その他の要件

- ①市の他の補助金の対象となった工事費については対象となりませんが、それ以外の工事で当補助制度の要件に該当する工事は対象となります。
- ②当事業による補助金の交付は、同一住宅1回限りです。
- ③平成26年度をもって終了した住宅リフォーム促進事業により補助金の交付を受けた住宅であっても、当事業を活用いただけます。

○事業の流れ

(1) 申込み (市建設課窓口)

- ①工事の着手前に申請してください。
- ②補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付してください。
 - ・収支予算書 ・対象住宅の位置図 ・リフォーム工事の見積書 ・補助対象工事費確認シート
 - ・性能向上内容確認シート ・性能向上を確認できる書類 ・リフォーム工事箇所のわかる図面
 - ・リフォーム工事前の住宅外観及び工事予定箇所ごとの写真 ・その他市長が必要と認める書類



(2) 補助金交付決定 (市建設課→申請者)

補助金交付申請書の審査が完了した後、補助金交付の可否及び交付額を決定し、申請者に文書で通知します。



(3) 施工業者との請負契約、リフォーム工事着手

補助金の交付決定を受けてから、施工業者と契約し工事に着手してください。

※交付決定前の着手は認められません。



(4) 工事完了及び実績報告書提出 (申請者→市建設課)

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら、実績報告書に以下の書類を添付して提出してください。

- ・収支決算書 ・施工業者との契約書の写し ・施工業者の発行した領収書の写し
- ・工事施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真 ・その他必要な書類



(5) 補助金確定通知 (市建設課→申請者)

実績報告書を審査、現場調査を行い、補助金の額を確定します。結果について文書で通知します。



(6) 補助金交付請求及び補助金の交付

補助金交付請求書を提出してください。補助金を指定の口座に振り込みます。

問い合わせ先：大町市役所 建設課 建築住宅係
電話 22-0420 (内線 694・695)